

第5回独立行政法人農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月10日(火) 13時25分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 第2会議室

2 出席者

(1) 運営委員

明石委員、浄園委員、中島委員、羽貝委員、三浦委員
大石委員、斎藤委員、谷口委員、佛田委員、水上委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、出倉総括理事、森島理事、開沼理事

(3) オブザーバー(主務省)

河村農林水産省経営局金融調整課長

3 提出議案

- (1) 平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算について(報告)
- (2) 中期目標期間(平成25年度～平成29年度)に見込まれる業務の実績に関する評価について(報告)
- (3) その他
 - ・中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて(報告)

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から資料に沿って報告がなされた。本報告に関する各委員からの主な質問等は以下のとおり()内はこれに対する信用基金の説明)。

【質問】

- (1) 内部監査の適切な実施について。多くの企業や組織では、情報の流出等の事故が発生しており、このような事案の発生による社会的影響は大きいと考えられる。今後、詳細な監査を実施する等、監査の水準を上げていく必要があると考えるが、現在はどうのような状況か。

(内部監査においては、USB等の利用申請・許可や保管、また、機密性の高い電子メールの添付ファイルに係るパスワード等の設定等について、適切に実施されているかの確認を行っている。今後は、専門的知見を有する外部専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして設置することとしており、同アドバイザーからの助言を得て、監査の水準の更なる向上を図っていく。)

- (2) 役員会による理事長の意思決定の補佐について。法人の代表者を補佐する役員会は、どのような法人でも存在し、機能していると考えられるが、役員会を設置していること

が「業務実施体制の強化」ということになるのか。

(行政通知により役員会を設置することが求められた。独立行政法人においては理事長の「独任制」が採られていることから、その意思決定を補佐する仕組みとして役員会の設置が求められたものと認識している。株式会社における取締役会のような「合議制」の機関とは異なるが、実質的に類似の機能を果たしているものと認識している。今後も、役員会やその他の委員会を適切に開催すること等を通じて、理事長の意思決定を補佐し、効率的で的確な業務運営を行って参りたい。)

(3) 内部統制の推進の一環として、「信用基金から独立した監事による監査や会計監査人による監査」とあるが、監事や監査法人の選任について、客観性はどのように担保されているのか。

(監事は、独立行政法人通則法第20条第2項の規定に基づき、主務大臣が任命している。また、会計監査人については、同法第40条の規定に基づき、主務大臣が選任している。)

(4) コンプライアンスホットラインについて、通報者の匿名性は担保されているのか。

(内部規程に基づき、公益通報を受けた役職員に対しては、正当な理由なく個人情報を開示した場合には、処分等を課すことにより、公益通報者の匿名性が確保されている。また、公益通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員に対して処分等を課すことにより、公益通報者の利益が保護されている。)

(5) 利用者の立場からみて、リスク管理が厳格過ぎることにより、保険金の支払いが滞ることはないか。

(全ての業務において、計量化されたリスク量は自己資本の範囲内に収まっている。リスク管理が厳格過ぎることにより、保険金の支払いが行われれないという事態は生じていない。)

(6) 人事評価は、職員のモチベーションやスキル向上、人材の養成、採用の充実等に繋がっているか。

(評価期間の期首において、各職員が目標設定を行い、これに基づき管理職が当該職員に求められる能力等について明確化を図り、組織内コミュニケーションの活性化に繋げている。また、期末には、人事評価の結果に基づき管理職が各職員に対して必要な指導や助言を行うなど、職員の士気を高め、その能力開発やスキルアップを図っている。)

(7) 既存システムのプログラム修正については1者応札になっているが、2者以上の応札にすることは出来ないのか。

(信用基金ウェブサイトにて公告を掲載したほか、過去に信用基金に係るプログラム修正を行ったことがない事業者であっても入札に参加することができるようにするなど入札参加者を広く募ったが、結果として1者応札となったもの。入札に参加しなかった事業者に対してヒアリングを行い、改善を図っているところ。)

(8) 業務の標準処理期間について。信用基金の責によらない事情により標準処理期間内に処理できない場合については、その旨を評価書の中に説明として加筆する必要があるのではないか。

(ご指摘を踏まえ、来年度に作成する「平成29年度評価」及び「第3期中期目標期間の期間実績評価」においては、信用基金の責によらない事情により標準処理期間内に処理できない場合があることについて記述することとしたい。)

(9) 支払備金について、27年度は費用として計上され、28年度は収益として計上されている。これはどのような関係になるのか。

(支払備金は、翌期に保険金を支払うことが見込まれる金額を計上するものであり、27年度においては、大口の保険金支払が予定されていたため、繰入れ(費用計上)となったが、28年度においては、その分が減少したため、戻入れ(収益計上)となったもの。)

【意見】

信用基金には、公的セクターとしてマネジメントの厳格性が求められている一方、農業経営の大規模化や農産加工等の事業領域の拡大などの構造変化を見極めつつ、戦略的な運営を行うための計画の策定に向けて主務省に提言していくことも重要である。

5 閉会の日時 平成29年10月10日(火) 15時17分

以上